

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所	備考
①	大成建設（株）	東京都新宿区西新宿一丁目2 5番1号	1-000300

### 2. 指名停止措置期間

平成30年3月28日 から 平成30年9月27日まで 6か月間

### 3. 指名停止措置の適用範囲

石岡市が発注する建設工事及び物品納入・役務の提供調達契約等

### 4. 事実概要

リニア中央新幹線建設工事に関して、平成30年3月2日、大成建設（株）の顧問が、独占禁止法違反容疑で東京地方検察庁に逮捕された。

### 5. 指名停止理由

大成建設（株）の顧問が、独占禁止法違反容疑で東京地方検察庁に逮捕されたことは、指名停止等措置要領別表第2第6号に該当すると認められる。

### 参考

- 「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第2（抜粋）

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 6 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。(4号及び5号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 6月以上12月以内

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所	備考
②	鹿島建設（株）	東京都港区元赤坂一丁目3番1号	1-002100

### 2. 指名停止措置期間

平成30年3月28日 から 平成30年9月27日まで 6ヶ月間

### 3. 指名停止措置の適用範囲

石岡市が発注する建設工事及び物品納入・役務の提供調達契約等

### 4. 事実概要

リニア中央新幹線建設工事に関して、平成30年3月2日、鹿島建設（株）の土木営業本部専任部長が、独占禁止法違反容疑で東京地方検察庁に逮捕された。

### 5. 指名停止理由

鹿島建設（株）の土木営業本部専任部長が、独占禁止法違反容疑で東京地方検察庁に逮捕されたことは、指名停止等措置要領別表第2第6号に該当すると認められる。

。

### 参考

○「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第2（抜粋）

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 6 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。(4号及び5号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 6月以上12月以内